

公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービス  
センター業務要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が実施する勤労者福祉に関する業務に関し、必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会基準)

第2条 サービスセンターの入会基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 事業規程第3条第1項第1号に該当する者の入会は、事業所または個人単位とする。
- (2) 事業規程第3条第1項第2号に該当する者の入会は、個人を単位とする。

(入会手続)

第3条 サービスセンターに入会しようとする者は、勤労者福祉サービスセンター入会（変更）申込書（様式第1号）及び関係書類を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、入会を承認したときには、会員証を発行するものとする。

3 入会金は、第1項に規定する入会手続をする際に納入するものとする。

(入会の制限)

第4条 次の各号の一に該当するものは会員となることができない。

- (1) 加入時に休業をしている者又は14日以上以上の休業、安静加療を要すると診断されている者
- (2) 第9条の規定により除名された者
- (3) その他理事長が適当でないと認める者

(資格の発生)

第5条 会員の資格は、第3条第2項の規定による入会承認の日から発生する。

2 前項の規定にかかわらず、共済給付金の受給資格の発生は、別に定めるものとする。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 事業規程第3条第1項各号の会員の資格を失ったとき。
- (2) 会費を正当な理由なく3ヵ月以上滞納したとき。
- (3) 会員より退会の申し出があったとき。

(退会)

第7条 会員はサービスセンターから退会しようとするときは、勤労者福祉サービスセンター退会届（様式第2号）に会員証を添えて理事長に提出しなければならない。

（変更）

第8条 会員は次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、第3条第1項に規定する入会（変更）申込書を理事長に提出しなければならない。

（1）勤務先の名称、代表者、住所、電話番号

（2）会員及び同居家族の氏名、住所、電話番号

（除名）

第9条 理事長は、会員が、次の各号の一に該当する場合は、除名することができる。

（1）サービスセンターの事業を妨げる行為をしたとき。

（2）偽りその他不正な行為により、サービスセンターから利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。

（会費の納入方法）

第10条 会費の納入方法は、次に掲げる区分に基づき、会員の指定した金融機関での自動振替によるものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とする。

納期	納入日	基準日	振替日
第1期	4・5・6月分	4月1日	4月25日
第2期	7・8・9月分	7月1日	7月25日
第3期	10・11・12月分	10月1日	10月25日
第4期	1・2・3月分	1月1日	1月25日

2 新規入会時の会費は、入会日の属する翌月から次の基準日の属する月の前月までの分を合わせ、サービスセンターへ納入するものとする。

3 前2項の規定に基づく会費の納入が困難な場合は、別に定める方法により会費を納入することができる。

4 会員は、会費を引き落とす金融機関に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

（会費の返金）

第11条 前条の規定に基づく会費納入後に退会したときは、退会日の属する月の翌月以降の会費を返金する。

（会員獲得）

第12条 サービスセンターは、会員の獲得に努めるとともに、次の各号による加入を奨励する。

（1）事業所単位で新規に一括加入し会費の納入が1年以上継続した場合は、事業所へ次に掲げる商品券を進呈するものとする。

ア 会員5名以上9名以下の場合 1名につき2,000円相当

イ 会員10名以上の場合 1名につき3,000円相当

(2) 会員の斡旋により新規に加入し会費の納入が3ヶ月以上継続した場合は、斡旋をした会員に対し新入会員1名につき1,000円相当の商品券を進呈するものとする。

### 第3章 給付・補助

(健康診断等給付の種類及び金額)

第13条 給付の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 会員が健康診断等を受け、自費が5,000円を超えたときは、5,000円を限度として超えた金額とする。

(2) 会員が自費でインフルエンザ予防接種を受けたときは、上限1,300円とする。

(3) 会員が自費で「勝田全国マラソン」に参加したときには、定額1,000円とする。

2 前項各号の給付は、それぞれ会員1人につき1年度1回限りとし、毎年度の給付の総額及び人数は、予算の範囲内で決定する。

(請求)

第14条 健康診断等及びインフルエンザ予防接種給付を受けようとする者は、健康診断等給付金請求書(様式第3号)に医療機関等の発行した会員氏名の記載された領収書を添付して請求する。

2 「勝田全国マラソン」補助を受けようとする者は、勝田全国マラソン補助申請(様式第7号)に会員氏名の記載された領収書を添付して請求する。

3 請求は、年度内1回のみとし、事由の発生した日からすみやかに行わなければならない。

(給付金の返金)

第15条 会員等が事実を偽った場合又は不正の行為により健康診断等給付を受けたときは、直ちに給付金を返金させるものとする。

(サークルの定義)

第16条 この要領においてサークルとは、会員及びその家族が10名以上で次の各号に掲げる活動を行うグループとする。

(1) 文化活動等又は体育活動等で公序良俗に反しないもの

(2) その他理事長が認めるもの

(サークル活動補助対象経費)

第17条 補助の対象となる経費は前条で規定する活動に直接必要とする経費とし、次に掲げる経費は対象としない。

(1) 飲食費、懇親会費、交際費、慶弔費、宿泊費、県外に及ぶ旅費

(2) その他理事長がこの補助の対象とすることがふさわしくないと判断した経費

(サークル活動補助の額)

第18条 補助の額は、次の各号に定める額の合計とする。ただし補助対象経費の2分の1

以内の額とする。

- (1) 定額補助 10,000 円
- (2) 活動補助 構成員数に 1,000 円を乗じて得た額  
(申請)

第 19 条 補助を受けようとする者は、サークル活動補助申請書（様式第 4 号）により理事長に申請しなければならない。

2 申請期間は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで
- (2) 第 2 期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

3 第 2 期の期間に申請があったものについては、補助の額を前条で定める額の半額とする。

(決定)

第 20 条 理事長は、補助を決定したときは、サークル活動補助決定通知書（様式第 5 号）により通知する。

(報告書)

第 21 条 補助を受けたサークルの代表者は、当該年度の翌年度の 4 月末日までにサークル活動実績報告書（様式第 6 号）を理事長に提出しなければならない。

#### 第 4 章 補則

(委任)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 25 年 9 月 18 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この訓の施行の前日に、財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター事業規程（平成 23 年 9 月 27 日制定 規程第 7 号）、財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター人間ドック受診助成金交付規程（平成 23 年 9 月 27 日制定 規程第 9 号）財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンター会員獲得奨励規程（平成 23 年 9 月 27 日制定 規程第 10 号）及び財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社勤労者福祉サービスセンターサークル活動補助金交付規程（平成 23 年 9 月 27 日制定 規程第 11 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

1 この訓は、決裁の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。